

## 議事要旨(7) IASBの意見募集「発効日と移行方法」について

冒頭、野村委員より、前回の委員会で審議いただいたIASBの意見募集「発効日と移行方法」（以下、意見募集）に対するコメントの期限が今月末であり、今回の委員会での審議が最後となる旨の説明が行われた。引き続き、駿馬専門研究員より、審議事項（7）に基づいて、前回の委員会での指摘事項を踏まえたコメント案の変更点について説明が行われた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明等は次のようなものであった。

- ある委員から、金融商品フェーズ 1 の適用日を保険契約に合わせる必要がないことを説明している部分の表現が、少し強すぎるのではないかという懸念が示された。この点について、事務局より、表現を和らげるか、当該部分を削除するか検討する旨の説明がされた。
- あるオブザーバーから、冒頭に、この時期に関係者から、発効日と移行方法について、意見を募ることについて感謝の意を表す旨の一文を入れてみてはどうかという提案がされた。この点について、事務局より、対応するという説明がされた。
- ある委員から、Q5 について、質問では良いと思うアプローチの利点のみならず欠点についても問われていることから、段階的アプローチでは毎年のように遡及処理が必要となり負担が大きいという記述を簡単に加えてみてはどうかという意見があった。この点について、事務局より、検討するという説明がされた。
- ある委員から、新たな会計基準の適用に伴う影響として、企業戦略にも影響するという記述について、段階的アプローチを推奨する理由にはならないのではないかという意見があった。これに対して、ある委員から、各基準について経営レベルでの対応をどうするかという課題があり、これが一時に集中することは避けたいという意味であるという意見があった。
- これらの審議を踏まえ、コメント期日の今月末までに IASB に提出することが了解された。

以上